

2024 年度  
(令和 6 年度)

自 2024年(令和 6 年) 4月 1日  
至 2025年(令和 7 年) 3月 31日

事業計画書

# 社会福祉法人地の星

## 「本部」

### 1 法人基本理念

〈共に生き、寄り添う支援〉

社会福祉法人地の星は、その前身であるベロニカ苑の創設理念を継承し、キリストが弱い立場の人々に寄り添ったように、ハンディを持つ人々と共に生き、一人ひとりのかけがえのなさ  
と人間としての尊厳を大切に、すべての人が安心して平和に暮らすことができる地域社会づくりに貢献します。

### 2 スタッフの行動指針

- 1、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、人権を守ります。
- 1、それぞれの可能性を信じ、個性や主体性を大切にします。
- 1、市民の一員として、社会参加・経済活動ができるよう積極的に支援します。
- 1、利用者とスタッフは、人間としての上下関係がなく、共に日々活動します。
- 1、スタッフは、それぞれの専門性向上と自己点検を怠らず、研鑽に励みます。

(注) スタッフとは、地の星で働く全職員です。

### 3 2024年度の方針

#### <魅力あふれる事業所を目指す>

- (1) 法人理念に沿って、一人ひとりの利用者及びスタッフが生きがいを感じ、日々安心して過ごせる場所づくりをしていく。
  - ① 支援専門職であることを自覚し、利用者の声なき声を拾い上げ、新しい取り組みの手がかりとしていく。
  - ② 福祉施設に必要なマニュアルを理解し、毎日の活動の中で有益に役立てることを考えていく。
  - ③ 各委員会はスタッフが主体となり、その中で立場の違う者同士の意見交換を活発に行っていく。
- (2) 環境に最大限配慮した生活を目指す。

整理・整頓・清掃・清潔を保ち、習慣にすることを利用者・スタッフで共有する。
- (3) 地域の方々と共に楽しむことができる催しを計画する。
- (4) 利用者やスタッフが必要とするものを購入できるよう法人の財政基盤を強固にする。
  - ① ベロニカ苑との会への理解を深める。
  - ② 長期的に積立できるようにする。
- (5) ホームページを活用して活動の様子を広く発信する。
- (6) 居宅支援事業を開設し、外出が困難である利用者の生活援助に取り組む。

#### 4 理事会、評議員会の開催

##### <理事会>

- ・6月7日（金）決算理事会
- ・11月15日（金）上半期事業報告・決算
- ・3月7日（金）2025年度事業計画及び収支予算
- ・必要に応じて臨時理事会を開催する。

##### <評議員会>

- ・6月22日（土）定時評議員会（2023年度決算評議員会）
- ・11月29日（金）上半期事業報告・決算
- ・3月21日（金）2025年度事業計画及び収支予算

##### \*2025年度

- ・理事・評議員の改選年度となる。
- ・2025年4月、評議員選任解任委員会を開催する。

## 「虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会」

人権保護の観点から虐待防止と適切な対応を図ることを目的として設置する。  
法人内で発生した虐待と疑われるような事例に関しては、速やかに検証し、再発防止に繋げる。

\*数年来、虐待防止委員会は研修形式で開催していたが、2022年度より「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」として開催。

開催日・・・年4回（6月、9月、12月、3月）

構成員・・・各事業所スタッフ代表者で構成

内容

- ①虐待防止チェックリストの実施、及びモニタリング（フィードバック）
- ②「身体拘束等の適正化のための指針」の整備
- ③研修の企画、実施

この委員会で検討した内容に関しては、各事業所へ持ち帰り、周知していく。  
また研修は、委員会翌月に実施し、年4回行う。

研修内容：身体拘束に関する事、権利擁護、アンガーマネジメント  
意思決定支援、事例検討など

\*研修は、看護師、ドライバーなど専門職含め、全従業員対象とする。

<身体拘束等の適正化のための指針>

### 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

社会福祉法人地の星（以下、「本法人」という。）は、障害者（障害児）虐待防止法の目的を理解し、利用者に安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援、最上のサービス提供を目指し、組織をあげて身体拘束廃止に取り組んでいく。本法人は以下の方針を定め、全職員に周知徹底する。

- ① 身体拘束は廃止を基本方針とする
- ② 身体拘束廃止に向けて常に努力する
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体拘束を許容する考え方はしない
- ⑤ 責任者でケアの本質を考える
- ⑥ 身体拘束を行わない為の創意工夫を忘れない
- ⑦ 利用者の人権を最優先に考える
- ⑧ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- ⑨ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ⑩ やむを得ない状況でも、利用者・ご家族に丁寧な説明を以って身体拘束を行う
- ⑪ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず「身体拘束ゼロ」を目指す

2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

本法人において虐待防止及び身体拘束適正化を目的として「虐待防止及び身体拘束適正化委員会」を組成する。委員会のメンバーは管理者、サービス管理責任者、主任、その他必要と認められるものとする。委員会の開催は年1回以上とし、以下について検討協議を行う。委員が必要と認める場合、随時招集（開催）する。

- ① 障害者（障害児）虐待・身体拘束に関する規定及び虐待防止マニュアル等の見直し
- ② 発生した身体拘束の状況・手続き・方法について検討し、適正に行われているか確認
- ③ 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合、慎重に調査し検討及び対策を講じる
- ④ 虐待防止研修の企画・実施
- ⑤ 日常的ケアを見直し、利用者に対して尊厳のあるケアが行われているのか検討

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ① 新任職員採用時には、事故発生防止、虐待防止 と併せて身体拘束等の適正化に関する研修を実施する
- ② 年間研修計画に基づき年1回以上、身体拘束適正化に関する研修を行う

4. 事業所内で発生した身体拘束等に関する基本方針

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みである。サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為は行わない。

※障害者虐待防止法及び児童虐待防止法において身体的虐待に該当する行為

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限する為にミトン型の手袋をつける
- ③ 行動を制限する為に介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意志で開ける事の出来ない居室などに隔離する

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

※やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性  
利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件
- ② 非代替性  
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法が無いことが要件
- ③ 一時性  
身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件

※やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

(その様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由など。)

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は事業所内に掲示すると共に、ホームページに掲載しご利用者及び家族、全ての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本指針

- (1) 身体拘束をしないサービスを提供していく為に、責任者で以下の点について十分に議論し、共通認識を持ち取り組む。

- ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ② 事故発生時の法的責任の問題回避の為、安易に身体拘束などを行っていないか。
- ③ 利用者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ④ 障害の有無により、安易に身体拘束を行っていないか。
- ⑤ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体拘束を必要と判断しているか。本当に他の方法はないのか。

- (2) 身体的拘束廃止をきっかけに「より良いケア」の実現を目指す。

言葉による拘束（スピーチロック）にも配慮して、利用者本位の真心と優しさのこもった「より良いケア」を実現する。

<リスクマネジメント会議>

- ・ 法人内で発生した事故、ヒヤリハットについて、情報収集及び分析、再発防止を目的とする。
- ・ 隔月に各事業所の会議で行い、常にリスクマネジメントを意識した支援に繋げる。
- ・ 重大な事故が発生した時には臨時開催し、速やかに再発防止に繋げる。
- ・ 小さな事故でも必ず報告書を作成。報告書は次のリスク（再発防止）で備え、毎日のフロアミーティング及び各事業所の会議にて周知する。

附則

- ・ 虐待防止及び身体拘束適正化委員会及びリスクマネジメント会議で挙げた事例等は、定期的に第三者委員に報告する。

# 「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」

## 1 趣旨

この委員会は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を講じるために設置する。感染症対策の強化に向け、委員会を定期的を開催し、予防及びまん延防止措置、研修会を企画する。その内容について、スタッフに周知徹底を図る。

## 2 指針

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染・食中毒を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を整備するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守る。

- ・地の星における、感染予防、再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応や、感染予防対策体制を確立し、安全にサービスの提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルに沿って適正な感染対策の取組みを行う。

## 3 開催日時

3ヶ月に1回定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等には必要に応じ随時開催する。

- ①委員会：4月、7月、10月、1月
- ②研修：8月、11月
- ③訓練：6月、12月

## 4 構成員

衛生管理者、管理栄養士、看護師、各事業者の代表スタッフ

## 5 内容

感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会	
感染対策義務化による必要な取り組み	利用者支援に関する必要な取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>・「感染症及び食中毒の発生・まん延防止委員会」の開催</li><li>・指針の整備(平常時・発生時)</li><li>・研修(年2回)</li><li>・訓練(年2回)</li><li>・新規採用者研修</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援現場での具体的な感染症対策への課題確認</li></ul>

## 「防災及び緊急時対策委員会」

防災及び災害時等の対応を防火管理者を中心と各事業所のスタッフ代表で検討する。また防災訓練の在り方や二次避難所施設、防災協定を行っている地域との役割を持つ。緊急時対策として、防災備品の管理を行い有事の際、早急に対応できるようにする。検討内容や各事業所会議で周知を行い実施していく。

### <委員構成>

防火管理責任者 各事業所代表スタッフ 総務スタッフ

### <内容>

- 1,防災用品の管理徹底。(必要個数の把握、防災用品入れ)
- 2,防災訓練の在り方(各事業所の訓練内容の検討 消防署との連携、合同訓練)
- 3,二次避難所施設について市主催の会議や訓練の参加。
- 4,防災協定を締結している地域との連携。

### <委員会開催日>

年 3~4 回実施し、状況に応じて開催する(災害が発生した時など)

### <防災計画>

#### 1, 基本目的・基本方針

毎月防災訓練を実施し、あらゆる災害パターンを想定し、適切に避難ができるよう実践的なものとしていく。

建物内の5つのS(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)に努め、災害時に利用者・スタッフ・関係者がスムーズに避難できるようにする。

町田市主催の訓練等を通して連携し、情報交換などを行い、二次避難所としての役割を担えるように体制を整えていく。

#### (1) 防火管理者を中心に、防災活動に努め、非常時に備える。

- ・非常用備蓄用品を防災倉庫に備蓄し、防災訓練日に使用期限や入れ替えなど、備品のチェックを行う。
- ・定期的に防災、避難訓練を利用者、スタッフと共に行い、常に防災の意識をもって情報の共有を行うようにする。
- ・年度末の3月に\*総合防災訓練を実施し、東日本大震災の教訓を生かす。  
\*総合防災訓練とは、大規模災害時の帰宅困難を想定し、全利用者家族の迎えとスタッフの防災備品取り扱いを兼ねた訓練を指す。

#### (2) 町田市の二次避難施設として、災害の際は施設利用者だけではなく、近隣の高齢者、障害者、乳幼児など要配慮者を優先に避難できる施設作りをする。

- ・近隣福祉施設「まちだ正吉苑」、近隣自治会と協力体制を強化し、非常時に社会福祉法人(福祉施設)として役割を担えるようにする。

(3) スタッフ各自、非常時の任務（担当）を熟知しておく。

- ・自衛消防隊の編成と任務、日常の火災予防の担当者と日常の注意事項を熟読しておく。

## 2. 防災訓練予定日程 （下記の日程で弁天橋公園まで避難）

- ・毎月 15 日に実施
- ・3月に総合防災訓練を実施する。訓練後の夕方、スタッフによる簡易担架を使った搬送訓練や、水消火器を使った消火訓練を実施

## 3. 他

- ・日頃から、防災用品他衛生用品の確保も行い、災害時に備える。
- ・備蓄用品の情報収集を行い、有事に備え確保できるよう努める。
- ・BCP（事業継続計画）に添い、防災上安全に行われるように、防災マニュアルを参考に普段から防災に関する意識をもって協力し合い業務にあたるようにする。

## 「研修計画」

### 法人内研修

月	研修	内容等
4	虐待防止研修	各事業所会議で実施 *全スタッフ対象
7	スタッフ研修 虐待防止研修	理念や行動指針、マニュアルの見直し等 各事業所会議で実施
8	感染症研修	各事業所会議で実施 *全スタッフ対象
10	虐待防止研修	各事業所会議で実施 全スタッフ対象
11	感染症研修	各事業所会議で実施 全スタッフ対象
1	虐待防止研修	各事業所会議で実施 全スタッフ対象
2	スタッフ研修	理念や行動指針、マニュアルの見直し等

#### <附則>

- \*全体研修は、複数回に分けるなど全スタッフが参加できるよう取り組む。  
各委員会から挙げた内容を事業所会議で研修として取り組み周知する。
- \*リスクマネジメント研修は、発生及び起こり得るリスクの検証等を各事業所会議で行う。

#### <他>

- \*新入職スタッフはテキスト「はじめて働くあなたへ」のレポート提出を課し、報告をする。

#### <外部研修>

- \*理事長、管理者の推薦及び本人の希望により東社協等主催等の研修に派遣する。  
オンラインでの研修も含める。

「2024年度 地の星 年間予定表」

公休124日

4月				5月				6月				7月				8月				9月										
	ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり							
1	月	入苑式 イースター	入苑式 イースター		1	水	運営会議	運営会議	運営会議	1	土	休日	休日		1	月				1	木				1	日	休日	休日 教会販売		
2	火				2	木			責任者会議	2	日	休日	休日 教会販売		2	火				2	金				2	月				
3	水	運営会議	運営会議	運営会議	3	金	祝日	祝日		3	月				3	水	運営会議	運営会議	運営会議	3	土	休日	休日		3	火				
4	木			責任者会議	4	土	休日	休日	神社前誕生会	4	火				4	木			責任者会議	4	日	休日	休日 教会販売		4	水	運営会議	運営会議	運営会議	
5	金				5	日	休日	休日 教会販売		5	水	運営会議	運営会議	運営会議	5	金			神社前誕生会	5	月				5	木			責任者会議 つばき誕生会	
6	土	休日	休日		6	月	祝日	祝日		6	木			責任者会議	6	土	休日	休日		6	火				6	金			総合防災訓練	
7	日	休日	休日 教会販売		7	火				7	金	理事会	理事会	理事会	7	日	休日	休日 全体スタッフ研修		7	水	運営会議	運営会議	運営会議	7	土	休日	休日		
8	月				8	水	皆勤賞 施設連絡会	施設連絡会	GH会議 施設連絡会	8	土	休日	休日		8	月				8	木			責任者会議	8	日	休日 教会販売	休日		
9	火				9	木	主任・サビ管 責任者会議			9	日	休日 教会販売	休日		9	火				9	金		清風園販売		9	月				
10	水	皆勤賞 施設連絡会	給料日 施設連絡会	GH会議 施設連絡会	10	金		給料日 清風園販売		10	月		給料日		10	水	皆勤賞 施設連絡会	給料日 施設連絡会	GH会議 施設連絡会 つばき誕生会	10	土	休日	休日	ひかり誕生会	10	火				
11	木	主任・サビ管 責任者会議			11	土	休日	休日		11	火				11	木	主任・サビ管 責任者会議			11	日	休日 教会販売	休日		11	水	皆勤賞 施設連絡会	給料日 施設連絡会	GH会議 施設連絡会	
12	金		清風園販売		12	日	休日 教会販売	休日		12	水	皆勤賞 施設連絡会	施設連絡会	GH会議 施設連絡会	12	金		清風園販売		12	月	祝日	祝日		12	木			清風園販売	
13	土	休日	休日		13	月				13	木	主任・サビ管 責任者会議			13	土	休日	休日		13	火				13	金		清風園販売		
14	日	休日 教会販売	休日		14	火				14	金		清風園販売		14	日	休日 教会	休日		14	水	皆勤賞 施設連絡会	給料日 施設連絡会	GH会議 施設連絡会	14	土	休日	休日		
15	月	防災訓練	防災訓練		15	水	防災訓練	防災訓練		15	土	休日	休日		15	月	祝日	祝日		15	木	主任・サビ管 責任者 会議・防災訓練	防災訓練		15	日	休日	休日		
16	火				16	木				16	日	休日	休日		16	火	防災訓練	防災訓練		16	金				16	月	祝日	祝日		
17	水				17	金				17	月	防災訓練	防災訓練		17	水				17	土	休日	休日		17	火	防災訓練	防災訓練		
18	木				18	土	休日	休日		18	火				18	木				18	日	休日	休日		18	水				
19	金		ひかり誕生会		19	日	休日	休日		19	水				19	金				19	月				19	木				
20	土	休日	休日		20	月				20	木				20	土	休日	休日		20	火				20	金				
21	日	休日	休日		21	火				21	金				21	日	休日	休日		21	水				21	土	休日	休日		
22	月				22	水				22	土	休日 評議員会	休日 評議員会	評議員会	22	月				22	木					22	日	休日	休日	
23	火				23	木				23	日	休日	休日		23	火				23	金		就労会議		23	月	祝日	祝日		
24	水				24	金		就労会議		24	月				24	水				24	土	休日	休日	神社前誕生会	24	火				
25	木	防災委員会	防災委員会	防災委員会	25	土	休日	休日		25	火				25	木	防災委員会	防災委員会	防災委員会	25	日	休日	休日		25	水				
26	金		就労会議		26	日	休日	休日		26	水				26	金		就労会議		26	月				26	木	虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	
27	土	休日	休日		27	月				27	木	虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	27	土	休日	休日		27	火				27	金		就労会議	ひかり誕生会	
28	日	休日	休日		28	火				28	金	お疲れ様会	就労会議 お疲れ様会		28	日	休日	休日		28	水				28	土	休日	休日		
29	月	祝日	祝日		29	水				29	土	休日	休日		29	月				29	木	感染症等委員会	感染症等委員会	感染症等委員会	29	日	休日	休日		
30	火	お疲れ様会	お疲れ様会		30	木	感染症対策委員会	感染症対策委員会	感染症対策委員会	30	日	休日	休日		30	火				30	金				30	月				
					31	金	お疲れ様会	お疲れ様会							31	水	お疲れ様会	お疲れ様会		31	土	休日	休日							
*12日(金)～19日(金)細菌検査 *フロア別会議(ペロニカ苑)				*707別家族会(ペロニカ苑) ・フロア会議(ペロニカ苑) *個人面談(GH)				*707別家族会(ペロニカ苑) *個人面談(GH) ・ホーム全体交流会(GH)				*自治会等イベント参加(ペロニカ苑・就労) *全体スタッフ月間				*自治会イベント祭参加(ペロニカ苑・就労) *第三者委員 利用者面談 ・ペロニカ苑まつり(ペロニカ苑)				*自治会等祭参加(ペロニカ苑・就労) *707別家族会(ペロニカ苑) ・日帰りバス旅行月間(ペロニカ苑) *グループ外出(GH)										
公休9日				公休10日				公休10日				公休9日				公休10日				公休11日										

「2024年度 地の星 年間予定表」

公休124日

10月				11月				12月				1月				2月				3月				
	ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり		ペロニカ苑	ペロニカ苑Ⅱ	ひかり	
1	火 創立記念日	創立記念日	創立記念日	1	金			1	日 休日	休日 教会販売		1	水 冬期休暇	冬期休暇		1	土 休日	休日	つばき誕生会	1	土 休日	休日		
2	水 運営会議	運営会議	運営会議	2	土 休日	休日		2	月		ひかり誕生会	2	木 冬期休暇	冬期休暇		2	日 休日	休日 教会販売		2	日 休日	休日 教会販売		
3	木		責任者会議	3	日 休日	休日 教会販売		3	火			3	金 冬期休暇	冬期休暇		3	月			3	月			
4	金			4	月 祝日	祝日		4	水 運営会議	運営会議	運営会議	4	土 休日	休日		4	火			神社前誕生会	4	火		
5	土 休日	休日		5	火			5	木		責任者会議	5	日 休日	休日		5	水 運営会議	運営会議	運営会議	5	水 運営会議	運営会議	運営会議	
6	日 休日	休日 教会販売		6	水 運営会議	運営会議	運営会議	6	金			6	月			6	木			6	木		責任者会議	
7	月			7	木		責任者会議	7	土 休日	休日		7	火			7	金			7	金 理事会	理事会	理事会	
8	火			8	金	清風園販売		8	日 休日 教会販売	休日		8	水			8	土 休日	休日		8	土 休日	休日		
9	水 皆勤賞 施設連絡会	施設連絡会	GH会議 施設連絡会	9	土 休日	休日		9	月			9	木			9	日 休日 教会販売	休日		9	日 休日 教会販売	休日		
10	木 主任・サビ管 責任者会議		神社前誕生会	10	日 休日 教会販売	休日		10	火			10	金 防災訓練	給料日・防災訓練 清風園		10	月	給料日		10	月	給料日		
11	金	清風園販売		11	月			11	水 皆勤賞 施設連絡会	給料日 施設連絡会	GH会議 施設連絡会	11	土 休日	休日		11	火 祝日	祝日		11	火			
12	土 休日	休日		12	火			12	木 皆勤賞 主任・サビ管 責任者会議			12	日 休日	休日 教会販売		12	水 皆勤賞 運営会議	施設連絡会	GH会議 施設連絡会	12	水 皆勤賞 運営会議	施設連絡会	GH会議 施設連絡会	
13	日 休日 教会販売	休日		13	水 皆勤賞 施設連絡会	施設連絡会	GH会議 施設連絡会	13	金		清風園販売	13	月 休日	休日		13	木 主任・サビ管 責任者会議			13	木 主任・サビ管 責任者会議			
14	月 祝日	祝日		14	木 主任・サビ管 責任者会議			14	土 休日	休日		14	火		つばき誕生会	14	金	清風園販売		14	金	清風園販売		
15	火 防災訓練	防災訓練		15	金 防災訓練 理事会	防災訓練 理事会	理事会	15	日 休日	休日		15	水 皆勤賞・防災訓練 運営会議	防災訓練 運営会議	運営会議	15	土 休日	休日		15	土 休日	休日		
16	水		神社前誕生会	16	土 休日	休日		16	月 防災訓練	防災訓練		16	木		責任者会議	16	日 休日	休日	神社前誕生会	16	日 休日	休日		
17	木			17	日 休日	休日		17	火			17	金			17	月 防災訓練	防災訓練		17	月			
18	金		神社前誕生会	18	月			18	水			18	土 休日	休日		18	火			18	火			
19	土 休日	休日		19	火			19	木			19	日 休日 教会販売	休日		19	水			19	水			
20	日 休日	休日		20	水			20	金		就労会議	20	月			20	木			20	木 祝日	祝日		
21	月			21	木			21	土 休日	休日		21	火			21	金	就労会議		21	金 評議員会	就労会議 評議員会	評議員会	
22	火			22	金 就労会議			22	日 休日	休日	神社前誕生会	22	水 施設連絡会	施設連絡会	GH会議 施設連絡会	22	土 休日	休日		22	土 休日	休日		
23	水			23	土 祝日	祝日		23	月			23	木 主任・サビ管 責任者会議		運営会議	23	日 休日	休日		23	日 休日	休日		
24	木 防災委員会	防災委員会	防災委員会	24	日 休日	休日		24	火			24	金		就労会議	24	月 祝日	祝日		24	月			
25	金	就労会議		25	月			25	水 降誕祭	教会ミサ		25	土 休日	休日		25	火			25	火			
26	土 休日	休日		26	火			26	木 虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	26	日 休日	休日		26	水			26	水			
27	日 休日	休日		27	水			27	金 お疲れ様会 仕事納め	お疲れ様会 仕事納め		27	月			27	木 感染症等委員会	感染症等委員会	感染症等委員会	27	木 虐待防止委員会	虐待防止委員会	虐待防止委員会	
28	月			28	木 感染症等委員会	感染症等委員会	感染症対策委員会 神社前誕生会	28	土 休日	休日		28	火			28	金 お疲れ様会	お疲れ様会		28	金			
29	火			29	金 お疲れ様会 評議員会	評議員会	評議員会	29	日 休日	休日		29	水			29	土 休日	休日		29	土 休日	休日		
30	水			30	土 休日	休日		30	月 冬期休暇	冬期休暇		30	木 防災委員会	防災委員会	防災委員会	30	日 休日	休日		30	日 休日	休日		
31	木 お疲れ様会	お疲れ様会		31	日 休日	休日		31	月 冬期休暇	冬期休暇		31	金 お疲れ様会	お疲れ様会		31	月 月			31	月 月			

・自治会等祭参加(ペロニカ苑・就労) ・グループ外出(GH)  
 ・フロア別家族会(ペロニカ苑) ・個人面談(ペロニカ苑)  
 ・日帰りバス旅行月間(ペロニカ苑) 公休9日

・年賀状販売(就労) ・個人面談(ペロニカ苑)  
 ・グループ外出(GH) ・総合防災訓練(GH)  
 ・日帰りバス旅行月間(ペロニカ苑) 公休10日

・クリスマスミサ参加(就労)  
 ・クリスマス会(GH)  
 公休11日

公休12日

・個人面談(ペロニカ苑) ・全体スタッフ研修玄關  
 ・ともの会総会  
 公休10日

個人面談面談(ペロニカ苑)  
 公休11日

## 「給食・栄養管理」

- 1、利用者の皆さんにとって1日で一番楽しみな時間であることを大切にし、食事のマナーにも気を配りながら、おいしく美しい盛り付けでゆったり食事ができる環境にする。
- 2、栄養バランスはもちろんのこと、新鮮かつ安全な食材料を使い季節感溢れる献立作りをし、毎月の選択食やバイキングなど自分で選ぶ楽しさも体験できるようにする。
- 3、加工食品や添加物をなるべく使わず、素材の味を生かした調理を心がける。  
不足しがちな野菜を多く取り入れられるよう、献立を工夫する。
- 4、家族会時、ご家族の試食会を行い、アンケートを実施する。  
利用者の皆さんにも行事食を中心に食べたい献立のリクエストをお願いする。
- 5、グループホーム・ショートステイの食事は、地の星厨房で調理した栄養バランスの摂れた食事を提供する。  
また、保温性のある食缶を使用し、各ホームで温かい食事を提供できるよう配食する。
- 6、温かい物はあたたかく、冷たい物はつめたく食事提供が出来るように、今後検討を行っていく。
- 7、ベロニカ苑で製造しているパンをランチで提供していく。年4回程度提供できるよう、パン製造スタッフ及び給食会社レパストと相談し、実施していく。

月	行事食	献立配慮	旬の食材	備考
4	入苑式お祝い イースター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の食材を取り入れる</li> <li>・年度初めに改めて食事のマナー（手洗い・姿勢・箸の使い方）を見直す。</li> </ul>	菜の花、キャベツ さわら、たけのこ 山菜、いちご、玉ねぎ	お祝い会食
5	端午の節句		キャベツ、たけのこ 山菜、キウイ、かつお	
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒の発生しやすい時期なので食品の身の回りの衛生に注意をはらう。</li> </ul>	じゃがいも、えんどう豆 たまねぎ、ごぼう アスパラガス	
7	七夕 土用の丑の日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暑さに負けないよう、食欲が落ちない工夫をする。</li> <li>・水分を十分に補給してさっぱりとした食べやすい食事を取り入れる。</li> </ul>	きゅうり、トマト オクラ、レタス、なす ピーマン、とうもろこし	
8	終戦記念日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏野菜を取り入れる。</li> </ul>	きゅうり、トマト、なす オクラ、レタス、スイカ ピーマン、とうがん	

9	秋分の日	・ひきつづき食中毒の発生しやすい時期なので食品衛生に注意する。	秋なす、ぶどう あなご、なし、さんま かぼちゃ	
10	創立記念日 ハロウィン	・秋の旬の食材を多く取り入れる。	さつまいも、さんま いわし、さば、りんご かき、くり、きのこ	
11			新米、れんこん さといも、さつまいも ねぎ、きのこ、かき	
12	冬至 クリスマス 仕事納め	・寒さに負けないよう体を温める献立を取り入れる。 (煮込み、冷めにくい料理)	ほうれん草、りんご みかん、だいこん ぶり、ブロッコリー	降誕祭会食
1	新春祝い膳 春の七草 鏡開き 成人のお祝い	・ボリュームのある食事を取れるように工夫をする。 (のっぺい汁や豚汁など)	だいこん、はくさい れんこん、ごぼう りんご、みかん、かぶ	
2	節分 バレンタインデー	・冬野菜や根菜類を多用する。	いわし、春菊、かぶ いちご、チンゲン菜 こまつな	
3	ひな祭り ホワイトデー 春分の日		わけぎ、いちご いよかん、さわら 菜の花、新玉ねぎ	

## 「健康管理」

- 1、利用者一人ひとりが、心身ともに健康で気持ちよく過ごせることを大切にする。
- 2、各年1回、利用者・スタッフともに細菌検査、定期健康診断を実施する。  
(利用者定期健診は町田市誕生日月健診を利用)  
また、歯科衛生指導、歯科医師検診も実施し、必要に応じたケアの促進を図る。
- 3、感染症予防対策として、地の星感染症対策マニュアルに沿ったスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施する。  
嘱託医の巡回と助言を受けながら、状況に応じた対策を実施する。  
また、37.5℃以上の発熱があった場合は、医療機関の受診を促し登苑、出勤を禁止する。  
さらに、苑内で発熱等の症状が見られた場合、対応ができるまで隔離するなど、他人との接触を制限する。
- 4、感染症罹患が発生した場合は、東京都及び町田市の指針に従い、適切な対応をする。  
また、衛生用品及び防護服や衣服などを常時確保し、ゾーニングを行い、対応者が二次感染しない対策を講じる。
- 5、個々の健康面の課題を管理者及び看護師・栄養士・衛生管理者で多角的に検討し、生活面の改善や医療との連携を図る。
- 6、内服薬の管理、ダブルチェックによる誤与薬の防止、看護師が毎日各フロアをラウンドし、利用者の健康状態を把握し適宜処置を行う。
- 7、ご家庭やグループホーム等各関係機関と連絡を取り、健康の維持促進を図る。

# 生活介護

## 「ベロニカ苑」

### 2024 年度重点目標

- (1) 縦横の報告・連絡・相談を確実に言い、物事を主観的・客観的に捉える。
- (2) 業務の効率化を図り、利用者やご家族・関係者とのコミュニケーションを充実させる。

### 1、生活介護 ベロニカ苑 基本方針

- (1) 法人の理念（共に生き、寄り添う支援）に沿って利用者一人ひとりを尊重し、自立した日常及び社会生活を営むことができる支援をする。排泄・食事など個々に必要な介助や創作、生産活動の支援を行う。また、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を提供し、社会人としての自覚、働く喜びが高まるように支援する。
- (2) 利用者個々に応じた個別支援計画の作成と支援の手順書の更新・作成をする。行動指針を守り、それぞれの気持ちや思いを汲み上げ、必要な支援を明確にして、日々の生活が豊かになるように努める。  
また、日々の振り返りを行い、支援の在り方やスタッフ間での情報共有を図る。
- (3) 生産活動は、パン製造・販売、受注作業を継続して実施し、全ての利用者に充実した作業を提供する。そして、「物を作る・売れる喜び」を感じられるよう努める。利用者工賃は、収益を工賃規程に沿って支給する。
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症対策として館内換気を行う。また、車両の使用前後及び療育的活動やレクリエーション等で、共同で使用するマイクや楽器、ボール等の消毒を実施する。
- (5) 利用者の心身の健康状態をご家族と情報共有する。看護師及び主治医からのアドバイスを受け、早期治療や休養ができるようにする。

### 2、生活環境

一人ひとりの個別支援計画と支援の手順書を基本とし、快く過ごすことができるようスタッフの共通した支援を行う。また防災、清掃の環境整備を行い、言葉遣いなどの基本的な姿勢を再度徹底して、安心安全な生活が送れるように努める。

- (1) 自己表現 ミーティング当番や活動、行事で個々の役割を体験し、主体性・自立性を高めていく。
- (2) 生活習慣 掃除当番や昼食後の食器の片づけや手洗い歯磨き、防災訓練での避難行動を自分で行なえる力、姿勢を身につけていく。

### 3、行事

- (1) 日帰りバス旅行
- (2) ベロニカ苑まつり
- (3) ベロニカ苑降誕祭

※上記3つの行事については利用者の会を開催し、利用者と開催内容を決めていく。

### 4、利用者の会

利用者の意見、希望を募る場として、また利用者の自己主張する力を高める機会として、週に1回（または隔週）開催し、利用者が主体となって話し合えるよう支援する。特に行事については、この会をもって利用者の意見を把握する。

### 5、家族の会

年間計画に沿ってフロア別家族の会を開催し、ご家族・ご関係者に活動の様子等を報告する。また、個別支援計画の作成やモニタリングなどその他必要に応じた個人面談も行う。

### 6、防災及び危機管理計画

毎月、災害時に備え避難訓練を行う。避難できるグループ編成を作成し、利用者の把握に努め、災害を想定した環境を整える。

東日本大震災にちなみ3月11日（火）は、総合防災訓練を実施する。

### 7、苦情受付

より良いサービスを目指し、苦情対応規程に基づき、利用者やご家族からのご意見、苦情等を受け、事業や支援の見直しに反映する。

### 8、年間の行事

利用者の社会経験の幅を広げ、日常の活動とは異なる体験を楽しみ、仲間やボランティアとの触れ合いを深めることができるよう、年間の予定に沿って多様な行事を開催する。

### 9、スタッフ会議、研修

よりよい支援を提供できるよう、情報の共有やスタッフ同士のコミュニケーションを図るためスタッフ会議を開催する。

専門職としての技能技術を研鑽するため、法人理念やスタッフの行動指針に基づき、利用者の重度化や高齢化への対応など重点的な支援課題を研修テーマとする。

また、自ら必要な知識などが習得できる研修に積極的に取り組む。

### 10、見学、実習、研修などの受入れ

今後利用に向けた実習や、特別支援学校等の在学生の体験実習を受け入れる。社会福祉法人の社会貢献の一環として学生や社会人の福祉実習を受け入れる。介護等体験も受け入れを再開する。

### 11、ボランティアの受入れ

利用者との交流や知的ハンディのある方への理解を深めていただくことを目的として、積極的に受け入れる。

## 【主な活動】

### 療育的活動

2階	<p><u>創作活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・季節の行事に応じた飾りや貼り絵、イラストを制作し壁画やカレンダーにします。多くの利用者が関わり楽しめる活動を提供します。</li></ul> <p><u>室内レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・カラオケ(月2回)、卓球、ダンス、紙芝居、DVD鑑賞、体験型ゲームを日替わりで提供します。また、心身共にリラックスを目的としたスヌーズレンを金曜日に行います。</li></ul> <p><u>外出レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ドライブで車内からの景色を楽しんだり、ウォーキングや公園等でキャッチボールやボール蹴りを行ったり、気分転換と身体を動かす機会を提供します。</li><li>・感染症対策を考慮し、少人数での図書館や公共施設利用の機会を設けます。</li></ul>
3階	<p><u>創作活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1階に飾る壁画作品や、季節の行事に応じた作品を制作します。</li><li>・1人ひとりが楽しんで参加できる様に作業を提供します。</li><li>・出来上がった作品を通して季節や行事を楽しめるようにします。</li></ul> <p><u>室内運動</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・映像や音楽・トランポリン・ストレッチボール等を用いて、楽しみながら体を動かす機会を提供します。また、運動が苦手な方や不安な方にも、無理なく楽しく参加できるプログラムを提供します。</li></ul> <p><u>室内レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・時季に合わせた紙芝居鑑賞やゲーム、そしてDVDビデオ鑑賞、カラオケ等を行い、季節を感じながら楽しく過ごせる時間を設けます。</li><li>・音や光などを用いたスヌーズレンを行い、利用者のリラクゼーションとなる時間・空間を提供します。</li></ul> <p><u>外出レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・リフレッシュ活動の一環として、近隣公園のウォーキングやドライブを楽しみます。また、図書館等への公共施設へも出かけていきます。</li><li>・公園では、ボール遊びや縄跳びなども取り入れつつ、運動と休憩をして気分転換を行っていきます。</li></ul> <p><u>音楽</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大画面映像の音楽に合わせて、打楽器や手拍子を鳴らし、皆さん一緒に歌を歌います。また手遊びなどで、身体を動かし楽しみます。</li><li>・童謡やクラシック、J-POP等いろいろなジャンルの曲を鑑賞し、興味の幅を広げていきます。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス等感染症対策として、楽器使用前後はアルコール消毒を行います。</li> </ul>
4階	<p><u>創作活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より季節感を感じられるよう、イベントに応じた工作、フロア内の飾り作りを行います。</li> <li>・利用者の会でテーマを決め、1Fの壁画を制作します。</li> </ul> <p><u>ウォーキング</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や体力、相性等、安全に考慮しながら、近隣の公園などでお茶を飲みリフレッシュできる活動を提供していきます。高齢化が進んでいる為、寒暖差のある季節には活動中だけでなく、活動後も体調管理に細心の注意をしていきます。</li> </ul> <p><u>ドライブ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨の日や、暑い日、寒い日でも、外出することで気分のリフレッシュを図ります。換気を徹底し感染症対策にも努めます。</li> </ul> <p><u>ドライブ&amp;運動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に車外に出て、ウォーキングや散策等、季節を体感できる外活動を提供し気分転換と更なる体力増進を図ります。</li> </ul> <p><u>室内レクリエーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スノーズレン 音や照明などの感覚刺激空間を用いて、リラクゼーション空間を提供していきます。(週1回)</li> <li>・音楽映像鑑賞 ジャンルや世代を超え、様々な音楽や映像を提供し鑑賞します。また、紙芝居や読み聞かせ、椅子を使用した運動なども取り入れていきます。利用者、スタッフのコミュニケーションの時間を設けます。(週2回)</li> </ul> <p><u>美化活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4Fフロア、エレベーター内、1Fエントランス等、出来る範囲で掃き掃除や拭き掃除などの清掃を行います。(週1回)</li> </ul>

\*外活動ガイドラインについては、環境省における暑さ指数(WBGT)を基に行います

## 外活動ガイドライン

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活環境の目安	シヨッパー配布	美化パトロール	外出レクリエーション
危険 (31℃以上)	すべての生活活動で起こる危険性あり	車両を使用する。30分以上の炎天下を避け、木陰や車内で水分補給・休憩をとる。途中で利用者・スタッフともに交代。	中止。 車両を使用した外出レクリエーションに変更。車外は20分程度の短時間とし、水分補給をとる。	車外は炎天下を避け、20分程度の短時間とし、水分補給をとる。
厳重警戒 (28℃～31℃)		30分以上の炎天下を避け、木陰で水分補給・休憩をとる。	休憩は、炎天下を避けた場所で行い、水分補給を十分にとる。	休憩は、炎天下を避けた場所で行い、水分補給を十分にとる。
警戒 (25℃～28℃)	中等度以上の生活活動で起こる危険性あり	体調に十分注意し、水分補給しながら通常通り実施。	体調に十分注意し、水分補給しながら通常通り実施。	通常通り実施。
注意 (24℃以下)	強い生活活動でおこる危険性あり	通常通り実施。	通常通り実施。	通常通り実施。

※温度基準 (WBGT) は、「環境省 熱中症予防情報サイト」東京の数値とする。

午前活動・・・9:00の数値

午後活動・・・12:00の数値

生産活動（個別支援計画に沿って、全フロア各利用者に合った活動に参加します。）

パン・焼き菓子の製造、販売	<ul style="list-style-type: none"><li>・国産小麦を使用した、デポの商品基準に適應する安心で安全なパン・菓子を製造、販売します。</li><li>・パン作業に興味のある利用者に厨房での作業を体験してもらい、参加できる利用者を増員できるように支援します。</li><li>・製造だけではなく材料の買い物や納品などに多くの利用者が関われるように努めます。</li><li>・定期的にチラシやポスターを作成し、販売拡大に努めます。</li><li>・新作パンを定期的に開発し、販売に変化がつくようにします。</li><li>・近隣、関係機関の行事や祭などに積極的に参加し、第 2 日曜日はカトリック町田教会で販売します。</li><li>・町田荘に月一回パンの納品に行き、毎月新作パンを提供します。</li><li>・スタッフは業務内容を共有、確認事項を遵守し、信頼を得られる製品を継続して提供します。また、業務の効率化が出来るよう努めます。</li><li>・光熱費高騰の為、経費節減に努めオーブンを使用しない商品作りも行います。</li></ul>
広報・チラシ配布	<p><u>広報折り</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地の星で作成した広報誌を二つ折りや三つ折りにする作業を行います。広報誌が厚い為、力が必要な折り込み作業もスタッフが付き添うことで、多くの利用者が関われるよう支援します。第三種郵便用の封筒作りも工程を細分化し、多くの利用者が関われるように支援します。</li></ul> <p><u>広報配布</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町田市役所や近隣の学校などへ配布作業を行います。施設外での活動に参加することにより、社会との関わりを増やすことで、利用者にとって良い刺激になるようにします。</li></ul> <p><u>チラシ配布</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部から委託されたチラシやパン販売のお知らせなど、近隣や関係機関に配布、掲示します。</li></ul>
受注作業	<p><u>ショッパー折り</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ポストに投函しやすいように四つ折りにします。また作業が難しい方でも道具を使って折り目を付けるなどスタッフと一緒にいき、多くの利用者が関われるようにします。チラシがある時は、チラシも一緒に折り込みます。</li></ul> <p><u>ショッパー配布</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1,680部を11コースに分け火曜～金曜に配布します。南大谷周辺や総合体育館周辺等、車を使用して配布します。夏場は体調面などに配慮し、「外活動ガイドライン」に沿って配布します。また、利用者2～5名、スタッフ2～3名の少人数のグループで配布し安全に努めます。</li></ul>

	<p><u>段ボール組み立て</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンポー株式会社より下請け作業。コンピューター部品発送用の段ボール製の仕切りの組み立てを行います。毎月 2,000 個を目標に納品できるようにします。</li> </ul> <p>*現在の受注先との良好な関係を維持し、絶えず仕事を任せていただけるよう努めます。新たに依頼される仕事に関しては、利用者が関われるか否かを見極めた上、作業として取り入れていきます。</p>
<p>自主制作 作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真用封筒や皆勤賞用の紙袋も様々な大きさを作成し用途に合わせた制作を行います。また新たに多肉植物栽培や手提げ紙袋にも挑戦し販売に繋がります。</li> <li>・切り絵やベロニカ苑カレンダーは毎年好評の為、今年度も制作し販売します。</li> <li>・利用者とスタッフは固定し、週に一度集まり作業を行います。</li> </ul>

・ 自立活動

心身の安定を目的とし、自立的な活動（他人から必要以上に干渉されることなく、本人のペースで行う作業）を取り入れます。個別支援計画にも明確に記載して実施します。

例) 編み物、紙ちぎり、折り紙、パズルなど

・ 地域公益活動（美化パトロール）

恩田川沿いを中心にゴミ拾いを行い、地域の清掃活動を実施します。また、地域住民との挨拶を積極的に行い防犯活動としての役割も担っていきます。

・ 小行事

七夕、ハロウィンなど、季節に応じた行事を各フロアで実施します。内容は、利用者の会で決定し、利用者の希望に応じて、買い物や外食も視野に入れます。

# 就労継続支援 B 型

## 「ベロニカ苑Ⅱ」

### 基本方針

地の星理念に沿って、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、生産等の活動の機会を提供する。また、就労に必要な能力や知識向上ができる支援を行う。

### 2024 年度重点目標

- (1) 個別支援計画に基づき、生活、作業、健康面の支援、取り組みを行う
- (2) 各関係機関（家族、支援センター、支援学校、企業等）との連携
- (3) 感染症対策の継続
- (4) 作業区別を行い、効率化を図り工賃アップを目指す  
(タピオラ：菓子製造、ベロニカ苑Ⅱ：室内作業)

### 1、生産活動

#### (1) 機織り

簡易的な機織り機でコースター等を作成し、室内作業の一環として取り組む。

#### (2) お菓子製造

タピオラ厨房を菓子製造の厨房とし、製造した菓子は委託や外部販売、ギフト中心で販売する。利用者にできる製造工程を提供する。

原材料費は 30～35%を目安に新商品等の製造を行う。

#### (3) 店舗

週 2 日開店（火・金曜日）フードロスが無いよう、パンは事前注文分を販売する。

開店記念セールは毎年 3 月に開催しているが繁忙期と重なることから、年度をまたぎ 2025 年 5 月開催とする。

（野菜は昨年度末で終了とする）

#### (4) 販売活動

定期販売の市役所、清風園を継続し、積極的に地域のイベントに参加する。

年賀ハガキ、切手、町田市指定ゴミ袋なども販売。

売上が見込める季節のギフト商品（サマー ウィンターギフト）は力を入れ宣伝する。

他施設の販売価格や現状の物価を参考に価格を設定する。（安価にならないように）

#### (5) 清掃活動

本部の自動販売機を毎週金曜日に清掃する。

## (6) 研修

仕事に向き合う姿勢や社会人としてのマナーを学習するため、施設外研修を行う。工場見学や他のB型事業所見学などを通して、働くことの意識を養える場を設ける。

また、外出や外食の機会を設け、施設外での集団行動等が学べるようにする。

## (7) 菜園

自主菜園とし、収穫した野菜は菓子の材料や利用者、家族、スタッフに販売。

## (8) 請負作業

エコロジーモール（DVD 梱包作業）、青雲商事（封筒袋詰め等）の請負作業を継続し、工賃アップのため請負量の増加を目指す。

## 2、日常生活

### (1) 活動

- ① 本人のニーズ合わせた、出勤日数、時間、作業を提供する。
- ② 施設外活動（行事や研修など）は希望制とし、選択ができるようにする。
- ③ 利用者の会を通して、行事の相談や新商品のアイデア、研修や地域との交流等の様々なテーマを話し合い、利用者が主体的に運営に参加できるよう支援する。

### (2) 個別支援計画

自立した日常生活を送ることができるよう、丁寧に面談し希望を聴き取り、個別支援計画を作成する。また、6ヶ月毎にモニタリングを行っていく。

### (3) 日課や作業能力向上への支援

朝の出勤から作業活動の準備（着替えや手洗い等）、作業終了後の連絡帳記載、掃除等を身に付けていく。販売活動に必要なスキル獲得の為の支援を行う。

### (4) 健康維持

健康で暮らすことができるよう年1回の健康診断のほか、細菌検査や歯科衛生士による歯磨き指導を行う。また、必要に応じて看護師の巡回も実施する。感染症対策として換気、水分補給を促していく。体力増進のため朝ミーティングの後、ラジオ体操を行う。

### (5) 相談支援

定期的または随時相談ができるよう配慮し、思いが伝えられるよう支援していく。

### (6) 定着支援(アフターケア)

一般就職後、職場定着のため会社訪問、関係機関や本人と話す機会を設け必要な相談や支援を行う。(6か月以降も継続する)

### 3、防災訓練

毎月、防災訓練を行い非常時に備える。防災意識を育てるため、避難場所や方法を確認していく。また、防災マニュアルに従い、防災用品を整備する。

### 4、苦情解決

利用者・家族からの苦情は、法人の苦情対応規程に沿って受け付け解決していく。第三者委員との面談も必要に応じて設定する。

### 5、実習・ボランティアの受け入れ

特別支援学校や障害者支援センターと協力し、出来る限り受け入れを行う。

### 6、スタッフ研修

専門職としての支援技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止、リスクマネジメントに関する研修を行う。施設内外の研修に積極的に参加し、自ら必要な知識の習得に取り組む。

## 7、基本的な日課

時間	内 容	
9：00	出勤 身支度、出勤簿	
9：15	朝のミーティング ラジオ体操 作業打合せ、各種連絡など	*各自日誌（連絡帳） を用意し、毎日記帳 する。
9：30	作業開始 （途中 10 分、5 分休憩）	*面談の場合 作業の時間帯
11：45	作業終了 片付け	
12：00	昼食、休憩	*外出先等は利用者の 会で決めていく。
13：00	午後の作業開始 （途中 10 分、5 分休憩）	
15：20	作業終了 日誌（連絡帳）記入、水分補給、掃除	
15：40	帰りのミーティング	
16：00	退勤	

# 共同生活援助

## 「ひかり」

### 基本方針

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて支援します。

共同生活住居において入浴、排泄又は食事等の支援、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、安らぎの場所となるよう努力をします。

防災に関しては消防計画、防災マニュアルに基づき行っていきます。定期的に避難訓練を実施し、利用者、スタッフ共に緊急時に適切な避難を行えるよう訓練を重ねていきます。

また、感染症対策や季節に応じ快適な生活が送れるよう環境を整えます。

### ユニット1 ひかり

現在4名の女性入居者が生活しています。(定員4名)

20代～70代と幅広い年代の方が入居されているので、それぞれのニーズに合わせた支援を行います。栄養士の献立によるバランスのとれた食事や健康チェックを欠かさず、ゆったり過ごせる日常生活を提供します。高齢化に伴う食事や健康の変化については栄養士、看護師に随時相談していきます。

地域の一員として、無理のない範囲で掃除当番やイベントなどに参加し、生きがいのある社会生活が送れるよう支援します。年末年始などはできるだけ、豊かな気持ちで過ごすことができるよう配慮していきます。

また、高齢化に伴う生活の変化に対応できるようケアマネジャーと連携していきます。

### ユニット2 ひかり神社前(通称神社前)

現在、男性6名、女性4名、計10名の入居者が生活しています。(定員10名)

入居者は個々の特性や家庭等の環境も大きく違うので、その状況に合わせた支援を行います。第2の家庭として、安心してくつろぐ事ができるような生活空間を提供していきます。栄養士の献立による食事を朝夕提供し、休日の昼食は買い弁当など選択自由とします。

利用者の皆さんが一番大切に思っているご家族、後見人等と連携し、それぞれの状況に応じて帰省や面会を行っていきます。また、一人の社会人として休日が充実したものとなるよう支援します。ご家族、後見人等の方には毎月生活状況をご報告し、ご意見を伺ってまいります。ご希望のある方には訪問診療を契約いただき、月2回の訪問診療を受けていただいています。

### ユニット3 つばさ

現在、4名の男性入居者が生活しています。(定員4名)

入居者(20代～50代)の年齢層は幅広く、若く行動的な方や身体的に不自由な方が生活されています。それぞれの楽しみ、趣味等を大切にする一方で、安全で落ち着いた生活が送れる支援を行っていきます。朝夕は栄養士献立の食事を提供します。

休日はヘルパー外出や帰省等を個々が楽しめ、また、ゆっくり過ごすことができるよう配慮していきます。地域の一員として相互に協力し合える関係性を目指します。また、月2回の訪問診療により病気の予防、早期治療に努めます。

## 利用者の会

利用者の意見・希望・要望を傾聴する場として、またそれぞれの利用者の自己主張する力を高めるため、毎月開催します。利用者が主体となって話し合えるよう支援します。

## 防災マニュアル及び消防計画

各ユニットの特徴に合わせた防災マニュアル、消防計画を作成しています。

防災訓練は各ユニットで毎月行い、防災への意識を高め非常時に備えます。また、地域の防災訓練等にも積極的に参加し、非常時には地域からの応援もいただけるよう働きかけていきます。防災用品の維持管理も行っています。

## 苦情受付

よりよいサービスを目指し、利用者やご家族からの要望・苦情を受け、法人の「福祉サービスに関する苦情解決制度」を利用しやすいように支援します。

## 年間の行事

利用者の社会参加を促し、仲間やスタッフとの触れ合いを深めるための行事（GH 全体交流会、グループ外出 他）を行います。

## 環境対策

電気・水道などのエネルギーの無駄遣いを減らします。ユニット内の清掃に利用者も関わり自分たちが住みやすくするように環境美化への意識を高めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザやノロウイルス等への対策も実施していきます。

## スタッフ会議

情報共有やスタッフ同士のコミュニケーションを図り、よりよい支援が提供できるよう、定期的に会議を開催します。（月各1回：グループホーム責任者会議、グループホーム会議）

また、各ホームの状況を話し合う為に、ユニットごとの会議を年に数回行います。

## スタッフ研修

スタッフ個々の専門職としての知識や技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止、利用者の重度化・高齢化に対応する研修を行います。

施設内や外部で行う研修に積極的に参加、またサポーターズカレッジ（インターネットの動画研修）を利用した研修講座を活用し、自ら必要な知識の習得に取り組みます。

## その他

日中活動(施設、会社)との連携を強化し、利用者にとって過ごしやすい環境作りを目指します。

## グループホーム 基本的な日課

時間	ユニット1(ひかり)		ユニット2(神社前)		ユニット3(つばさ)	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
6:00	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度	起床、検温、身支度
7:00	朝食、片付け	朝食、片付け	朝食、下膳	朝食、下膳	朝食、下膳	朝食、下膳
8:00	出勤	掃除、洗濯、帰省、	出勤	掃除、洗濯、	出勤	掃除、洗濯
10:00	日中活動先へ	外出	日中活動先へ	帰省、外出	日中活動先へ	帰省、外出
12:00		昼食(買い弁当、外食)		昼食(買い弁当、外食)		昼食(買い弁当、外食)
14:00						
15:00		おやつ		おやつ		おやつ
16:00	帰宅、検温、お茶	検温、入浴、洗濯	帰宅、検温、お茶	検温 入浴、洗濯	帰宅、検温、お茶	検温 入浴、洗濯
17:00	入浴、洗濯		入浴、洗濯		入浴、洗濯	
18:00	夕食、片付け	夕食、片付け	夕食、下膳	夕食、下膳	夕食、下膳	夕食、下膳
19:00	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間
20:00	お茶	お茶	お茶	お茶	お茶	お茶
21:00	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間
22:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝
23:00						
0:00						

# 特定相談支援事業

## 「地の星なんでも相談室」

### 1. 事業の目的

社会福祉法人地の星が開設する特定相談支援事業地の星なんでも相談室(以下事業所という)が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、障害者に対し、適正な特定相談支援を行うことを目的とする。

### 2. 基本方針

利用者の意思を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係市区町村、保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

### 3. 事業所の所在地

東京都町田市西成瀬三丁目6番14号

### 4. 職員体制

管理者(常勤兼務) 1名

相談支援専門員(常勤兼務) 1名

### 5. 営業日及び営業時間、サービスの提供

(1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月26日から1月6日までを除く。

(2) 営業時間 午前10時から午後3時までとする。

(3) サービス提供時間 上記営業時間の内、4時間とする。

### 6. 事業内容

#### (1) 基本相談(地域貢献事業)

障害のある方からの相談に応じ、必要な支援を提供する。

#### (2) 計画相談

障害のある方が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の計画相談支援を行う。モニタリングは居宅等に訪問、もしくは、疫病等の諸般の事情を考慮し、電話などの通信手段の利用により実施する。

### 7. 計画相談新規契約予定数 1名/月

現在、地の星に在籍している利用者のうち、計画相談事業所が確定していない利用者は1名である。その他の契約として主に就労継続支援B型の新年度利用者を見込む。

日程	2024年4月	2024年5月	2024年6月
契約予定数	1名	1名	1名

## 8. 計画相談継続支援予定数 6名/月平均

日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
継続支援 予定数	11名	8名	10名	9名	5名	5名	11名	7名	10名	9名	5名	5名

## 9. 主たる対象者

知的障害者(18歳未満の者を除く)

## 10. 通常の事業の実施地域

町田市南地域（鶴間、小川、つくし野、南つくし野、南町田、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂）

町田市町田地域（原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園、藤の台1丁目、藤の台2丁目）

町田市鶴川地域（小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川、藤の台3丁目、金井ヶ丘）

## 11. 苦情解決

事業所は、提供した事業に関する利用者等及びその家族からの苦情には、地の星苦情対応規程に基づき、迅速かつ適切に対応する。

## 12. 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また地の星虐待防止マニュアルに基づき虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ、町田市及び東京都へ報告する。

## 13. 職員研修

スタッフ個々の専門職としての技能技術を研鑽し業務の標準化を図るため、法人の理念やスタッフの行動指針に基づいた研修、虐待防止に関する研修を行う。研修は、施設内や外部で行う研修に積極的に参加し、自ら必要な知識の習得に取り組む。

## 短期入所

### 「のぞみ」

グループホーム「ひかり神社前」に併設され、定員は男性1名、女性1名の計2名。介護を受ける事が一時的に困難になった利用者の状況及び環境に応じて、食事、排泄、入浴など、その他必要な支援を行う。

#### \*生活

グループホーム入居者の生活や生活空間を乱すことのないように、また地域住民との共生社会の形成を目指した支援を行っていく。

#### \*利用申込み

- ・利用月の2ヶ月前からとし、以後空き状況に応じて受け付ける。
- ・緊急時の相談にも応じていく。
- ・コロナ禍や利用者のグループホーム入居に伴い利用者が減少していたことから、予約受付初日の午前中(9:30~12:00)も支給量いっぱいまで予約可能としていたが、新型コロナウイルスの5類移行による利用再開や新規利用者の獲得により利用率が上がっている。希望者が平等に利用できるために、予約受付初日の午前中は最大で2泊3日の1件までとし、追加で利用希望のある方は13:00以降に改めてご連絡いただくという、以前の制度に戻して対応する。

#### \*感染症への対応

- ・感染症対策として、食事は居室で提供する。
- ・利用者退所後、居室の消毒を実施する。
- ・契約者家族が感染で入院等をし、利用者の日常生活の支援が困難になった場合短期入所の受入れをする。

## 地域生活支援事業

### 「こだま」

活動時間外でケアが必要となった場合のタイムケア及び宿泊ケアに対応し、活動場所は地の星館内とする。

基本利用申込みは3日前までの申込みとしているが、状況により柔軟に対応する。

# 「行動援護事業 準備室」

## 1, 行動援護事業開設の目的、見通し

知的障害等がある方の通院や余暇活動等の際に生じる危険を回避するために必要な支援を提供する。

この事業を立ち上げることで、今まで外出が難しかった利用者の行動を援助し、社会生活の充実を図る。

2022年度から計画が延期になっていたが、専任スタッフを配置し準備室を立ち上げる。場所は事務センターとし、準備室立ち上げ後は研修等を行い、スタッフの育成を行う。

又、行動援護事業の指定を受けることで町田市の移動支援を行うこともできるようになることから、併せて実施していく。

## 2, 開設にあたり

### ① 対象者

知的障害者

### ② 指定要件（申請までの流れ）＊一般的な手順

ア) サービス提供責任者（常勤換算）を含む2.5人以上の職員の確保

イ) 職員へ当事業に必要な研修の実施

ウ) 申請書類を作成し東京都へ提出

エ) 審査

オ) 指定書交付

カ) 事業開始

利用希望者は受給者証に利用可能である旨を明記する（町田市）

### ③ 目標開設日

2024年10月